

平成29年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会3月定例会議事録

- 1 日 時 平成30年3月14日（水）午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 細田会長、後藤副会長、植松副会長、小室会計、和田監事、
河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、高梨勇、弓達茂、
小島清計、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、前田積、青木三郎、鈴木健司、
小山博美、永澤鐵男の各委員
欠席：矢野監事、関野保、熊澤繁雄、古谷宏の各委員
市民安全部（山田部長）
秘書広報課（伊勢田主幹他）、防災対策課（大竹課長他）、福祉政策課（吉川
課長、服部主幹他）、高齢福祉介護課（重田課長、田渕介護保険担当課長、
臼井主幹）、環境保全課（谷川課長他）、都市政策課（関野課長、後藤主幹他）、
選挙管理委員会事務局（熊切主幹）、学校教育指導課（高橋課長）
市民自治推進課（富田課長、永倉課長補佐、小松担当主査）
事務局（安藤、長野）

4 会議の経過

- (1) 開 会 後藤副会長
- (2) あいさつ 細田会長
- (3) 議 題

① 情報交換について

ア 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況について

後藤副会長より、茅ヶ崎市内の2月末現在の犯罪発生状況について、資料に基づき説明があった。

振り込め詐欺は、前年同月比で6%増えている。金額的には前年比で700万円少なくなっている。最近カードやATMによる被害が多くなってきており、金額的には少ないが、結果的にまだ増えている状況である。地域の中でいろいろな形で振り込み詐欺について話をしていただくこと、また警察署の方でも注意喚起のチラシを出している、こうしたことを徹底し減らしていただければと思う。

ひったくりはなかった。自転車盗については、未成年の自転車盗を防止しないと大きな事件を起こすことにもなるので心配している。置き引きについても十分注意をしていただきたい。交通事故については、高齢者による事故が多くなっており、老人会等での注意喚起をお願いしたい。

イ 各地区まちぢから協議会発行の広報紙について

市民自治推進課長より、資料（各地区発行の広報紙）に基づき説明があった。

各地区で発行した広報紙を用意させていただいた。それぞれの地区ではこのまちぢから協議会をいかに地域に知っていただくか、そしてその地域の活動に参加

していただくか、全地区共通の課題と認識している。そうした中で、それぞれの地区が工夫してこのような広報紙の全戸配布あるいは回覧という形で取り組みを進めていただいている。参考にさせていただき、ご質問等があれば市民自治推進課あるいは直接それぞれの地区の会長にお話ししたいと思っている。

ウ お役立ち小出地区マップについて

永澤委員（小出地区）より、資料に基づき説明があった。

お役立ち小出マップを配布させていただいた。市からの特定事業助成金を使わせていただき、作ったものである。市に申請し35万円の予算が付いたのでその範囲で作成した。湘南地区のマップを参考にし、小出地区でも作りたいということで始めたものである。福祉・医療、歴史・史跡、自然、防災、こども育成のジャンルをうまく地図に落とし込んだものである。それから、今回特定事業助成金を申請するときに自助努力をして地域内の事業者から協賛金を集めた。6事業所から総額10万円の寄付を頂いた。それにより市の方に10万円お返しした。そんな努力をしてこのマップを作成したものである。

② その他

ア 平成30年度地区まちぢから協議会等の会長、副会長名簿の提出について
事務局より、説明した。

平成30年度のまちぢから協議会連絡会の委員名簿を作成するにあたり、各地区まちぢから協議会等の会長、副会長の名簿の提出依頼について、4月中旬に依頼上及び会長、副会長を記入する用紙を郵送させていただく。4月23日ころを締め切りとさせていただくが、その時点で決まっていない場合は決定次第ご連絡いただきたい。よろしくお願いします。

イ 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について

市民自治推進課長より、説明があった。

平成28年4月に地域コミュニティの条例がスタートしてその支援の1つとして財政的支援がある。財政的支援の中でも運営費と、特定事業助成金という地域の提案で事業を行うというものに対する補助制度が始まっている。28年度は3地区6事業、29年度は5地区10事業のご提案を頂いている。30年度についてもすでに29年度から継続で実施したい、4月からすぐに始めたいというところが3地区5事業あり、それについては昨日その内容について審査する審査会を開催させていただき、滞りなく4月から事業を継続してやっていただけるような運びとなっていることをご報告させていただく。

また、30年度についてもそれぞれの地区で様々な協議が進み、地域の課題解決のためにぜひこんな取り組みをやってみたいという事、年度途中でも発生すると

思う。その時、地域担当職員も配慮させていただいているので、皆様としっかり取り組みについて議論を進め、実現に向けて進めていきたいと思っているので、引き続きよろしくお願いします。

ウ 自治会加入促進パネルについて

市民自治推進課長より、説明があった。

まちぢから協議会の取り組みを進めるには自治会をはじめ各種団体があるが、まさに自治会がその中心的役割を担うことは変わらないと思う。平成29年度についても市長が市民集会等の場でも自治会加入促進についてしっかり取り組んでいくと話をさせていただいている。市民自治推進課では、自治会の支援を所管しており、自治会加入促進用のパネルを試作品として作成した。いろいろなバージョンのものをこれから作っていく予定であり、地区まちぢから協議会あるいは自治会の様々な取り組みの中で活用していただきたいと思っている。

エ 8月定例会について

青木委員（浜須賀地区）より、8月定例会を開催していることについて提案があった。

各地区においては、8月は盆踊りをはじめいろいろな催しがある。8月定例会の開催をやめても支障はないと考えているので提案させていただく。ご審議のほどよろしくお願いします。

（意見）本件については、まちぢから協議会連絡会の役員会の中で8月定例会について話しあった経緯がある。旧自治会連絡協議会の時には8月はやらないという事であったが、まちぢから協議会連絡会では、行政も一緒になって行う協議会であり、8月をやめると翌月に依頼事項も増えてしまうという事で、まちぢから協議会連絡会ができた時点で8月も定例会を開催するという事に決めた経緯がある。

（問）出来るだけ少ないほうが良いが、昨年の8月の提案事項や報告はどうであったのか。

（答）昨年の8月9日の定例会では、会報誌「まちぢから」の発行について、先進都市視察について、研修会について、情報交換などがあった。

（問）市民自治推進課はいかがか。

（答）行政側からは、毎月依頼事項という事で提案させていただいているが、昨年の8月は避難行動要支援者関係など4件のお話をさせていただいている。情報提供させていただく場が多いという事は市としてありがたいと考えている。

（意見）結果的、総論的に言えば少ないほうが良いが、各論でいくと8月定例会がなければ翌月等々に増えることは事実であり、審議して2年が経過して意見が出たが、個人的には昨年同様でよいのではないかと思う。

（会長）採決を取る。8月定例会を休みとすることに賛成の委員は挙手願う。

（賛成少数）

従来通り引き継ぐこととする。ご了承いただき調整していただきたいと思うのでよ

ろしく願います。

(4) 行政からの依頼事項

○ 定例・報告事項

① パブリックコメントについて（1件）

市民自治推進課長より、説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 旅館業法の中には、ホテルなどの他に民泊なども入るのか。

(答) 今回の改正では、民泊についての考え方が入っているものではない。例えばホテルや旅館の基準である部屋数の規制、そのようなものを見直すというところが主な改正点と伺っている。

② 広報ちがさき特集号「大岡越前浄見寺地元まつり」について

産業振興課長より、資料に基づき説明があった。

③ 「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」の開催について

環境保全課長より、資料に基づき説明があった。

④ 平成30年度市内公共施設見学会について

秘書広報課主幹より、資料に基づき説明があった。

⑤ 第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定及び特集号の配布について

高齢福祉介護課介護保険担当課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 今までやっていなかったことを今回やろうとしているところのどこが重要ポイントなのかわかりやすく教えてほしい。資料の基本方針5に「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」があり、支援チームを編成するというがどうやって行うのかよくわからない。基本的に認知症の早期発見というが何処でどのように判断するのか、それから基本方針6の「予防給付及び介護給付サービスの充実」の中の主な事業に、介護老人保健施設を1か所100床整備するとあるがどこに整備するのか。

(答) お手元の資料は、「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の主な事業について」ということで、平成27年度から29年度までの3か年の計画を作った時の広報特集号である。第7期の計画については、現在策定中という事で見本として第6期の計画のものを付けさせていただいた。

認知症の早期発見としては、民生委員による日頃の見守りや相談等に来られた場合等を想定し、実際にそのようなかたちで相談をいただいた中で各認知症のドクターや民生委員など関わりのある方により早期の対応をしている。また介護老人保健施設に

については、第6期中という事で建設を現在進めている。平成30年4月のオープンを予定し、国道一号の浜見平へ入る交差点の手前のところに平成28年10月に特別養護老人ホームが建ったが、その隣接地に介護老人保健施設を建設中である。4月のオープンという事で最終的な検査等をしているところである。

(問) 基本的に民生委員の日頃の見守りで発見するというのは昔からやっている。何がどう変わったのか、将来的にはこういうところを目指すというものを分かりやすく教えていただきたい。

(答) 民生委員の見守りであるが、今までその見守りをしてその方をどのように支援していくかというところがはっきり定まっていなかったという課題があった。第6期については、「認知症初期集中支援推進事業」という形で、その方の支援について、例えば認知症の診断が下りていないという事であれば認知症医に入ってもらい、その方の日頃の世話という事に関してどのようなことが必要かという事になれば民生委員に入ってもらい、介護認定していなければ介護認定していただくことで地域包括支援センターの職員に入ってもらい、その方が在宅もしくは施設になるのか、その方の状態にもよるがケアというところまでしっかりサポートしていくための体制というものを第6期では作り上げたところである。

第7期では、地域包括ケアシステムの進化というところがある。団塊の世代の方が75歳以上になるという2025年問題、そこを見据えてどのように進めていくかという事で、第6期での取り組みを進めながら、その中でも特別に何か新しいことをしていくんだというところが見えにくいというところもあると思うので、その見せ方というところでは一つ工夫をさせていただきたい。

(問) 今まであった等級が軽い人はあまり見守られないという状況が生じているのは事実である。65歳以上の人たちの事をどのように見たらいいか、非常に矛盾を感じる時代になってきている。自治会の担い手は、70代、80代が多く65歳は現役でいられる方が多い。地域での認識はピタッと来ないという事をどのようにお考えなのか。それから介護事業者だけでなく、NPO法人、ボランティア、民間企業等による支援が期待されているというが、平成29年4月1日から思った通り進んでいるのかどうかお話しただけないか。

(答) 介護保険自体が65歳以上で第1号被保険者というところで認定を定めているところである。しかしながら今お話があったとおり、65歳だから高齢者なのか、そういうわけではないと思っている。高齢社会対策大綱というものが2月16日に国の方で閣議決定された。65歳以上が一律に高齢者だという認識はないという事もうたわれている。介護保険事業というところでは、実際に地域の方で活躍されている方については、年齢は65歳以上で一律という形にはならないと思っている。

それから事業者、NPO法人、その他地域の方というところにも入ってくると思うが、元気な方はこれから支える側に回っていただき、その中でお互いに地域の中で在宅で生活していくというところが一つ求められているところではないかと考えている。

(問) 3月26日に生活支援体制整備事業についての説明会があるが、これは第6期の基本

方針４になるのか、第７期になって新たに始まるという事なのか。

(答) 生活支援体制整備事業については、第６期は準備期間として自治体の内部や地域包括支援センターなどと事業の進め方について調整する期間であった。第７期計画の中に生活支援体制整備事業を位置づけし、事業を進めていくという事で記載している。本事業は全く新しく始めるという事ではなくて、茅ヶ崎市では、これまでもまちぢから協議会連絡会や地区ボランティアセンターの方々、そういった様々な方々がすでに活動して築き上げていただいたものがあるので、新しく一から始めるというものではない。今までの取り組みをうまく活用させていただきながら、国が進めているこの事業に取り組んでいくものと考えている。地域に対して一律にこれをやってくださいとお願いをしたり、押し付けたりするようなことではなく、皆様の地域の困りごとや課題を吸い上げて皆様と一緒に解決していくというように考えている。３月２６日の説明会では、そういった話をさせていただきたい。

(問) これからまだわからないことを説明するという言い方は困る。こういうことについて進めていこうと思っているというように説明はできないのか。

(答) 市から全地区に一律にこれをやってくださいというような形ではなく、今どういったことが地域で課題なのかということを事業の委託を予定している市社会福祉協議会とともにしっかりと聴き取りをさせていただき、皆様の地域の課題が解決するよう協力していきたい。まず、聴き取りから始めさせていただくという事と、３月２６日の説明会は、横浜市の方を講師に招き、こんなことをやっているということをは是非聞いていただき、皆様に事業のイメージを持っていただければという事で企画させていただいている。

⑥ 茅ヶ崎市在宅高齢者実態調査の実施について

高齢福祉介護課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 依頼文の中に６５歳から７５歳になった経緯が載っていない。３年前の旧自治会連絡協議会の会議の中で、連合会長が自治会長が民生委員を推薦するにあたって、問題があり民生委員が大変苦勞しているという話をした。そういう経緯を載せていただいた方がよい。よろしくお願いします。

(答) 経緯については記載し修正させていただく。

(問) 回覧の方にも記載をお願いします。

(答) 配慮が足りなく申し訳ない。修正させていただく。

(問) より分かりやすくするため、回覧の上部に平成３０年度茅ヶ崎市在宅高齢者（７５歳以上）と大きな文字で記入をお願いしたい。

(答) ６５歳から７５歳に変わるという事で、今ご意見いただいた通り、見やすい分かりやすいような工夫をさせていただく。

(問) 避難行動要支援者の名簿活用の件で、公開可と公開不可がある。公開可については、粛々とそれぞれの単位自治会で善後策を考え行っていると思うが、問題は公開不可に

について改正に向かったのか。防災対策課の方で具体的なことが動いているのか教えていただきたい。

(答) 改正点については、私どもの方には何か変わった点というお話は聞いていない。

(問) 避難行動要支援者の改正があり、そのまま出てくる可能性が大なので質問をさせていただいている。それがなくても市長は「地域の方からの意見等を含めて、引き続き適切な提供の仕組みを検討していきたい」と答弁されている。地域の方というのは今日のこの定例会のメンバーと理解しているが、課長という立場で市長の答弁と違った考えを持っているのか。

(答) 避難行動要支援者名簿の取り扱いについては、何回もこの席や地域にお邪魔させていただきご意見を頂いている。例えば今のお話ですと災害発生時に名簿を小中学校へという話だと思うが、そこの部分についても地域の方という部分については、この場もそうでしょうし、地域の方で何かご意見を頂いた中で、作っていくべきものだという考えを私は持っている。

(問) そういう消極的な考えではなく、主導的にやっていく立場だと思う。避難所に持っていくますからで止まってしまっている。大災害が発生し小中学校に行ったときに、次の手を考えておかないと非公開だが助けてという気持ちがある人の名前がそこでストップされてしまわないか。

(答) 名簿の活用という話になると思うが、まず名簿をいかに届けるかというところがある。それからそれをいかに活用していくかというところについては、福祉部だけでなく市民安全部も一緒になって策を考えていくものだろうと思っている。ただそれにはこういう形はどうだろうという考えを進めた中で、地域の中からそれだったらこうした方が良いのではないのかというところを頂きながら進めていければと考えている。

(問) 市からも具体的にこうしたいんだということがほしい。地域からは例えば取りに行くからとか、前もっていただいおくとか。話し合いがないから不安に思っているだけである。しっかりと進めていくべきではないか。

(答) その点については、防災対策課とも話をされていて進めていくという事は共有出来ている。さらには進めていきたいと考えている。

(会長) 今の質問は公開されない部分がどうなるのかというところで、ここが一番自治会長が心配しているところである。そこをどのようにクリアしていくのか。そうでないと防災上の対策が取れない。協力したくても協力できない環境となってしまう。宜しくご協力をお願いします。

(問) この調査の結果は非公開であるのか。75歳以上の調査について民生委員には名簿は出すのか。

(答) 民生委員にはお出しする。

(問) 自治会長には出すのか。

(答) お出ししていない。

(問) 民生委員のやり手がいらない。うちの方では新しい人をお願いしたがこんなに忙しいならお断りだと言っている。民生委員の仕事は多くなってしまった。

- (答) 今頂いたご意見は以前から聞いているところである。そのような話も受け、今回65歳から75歳というところの若干ではあるが負担の軽減にもなったのかと考えている。
- (問) 75歳以上は、調査はするけれども最終的には非公開ということか。
- (答) 個別に識別できるという形ではお出ししない。例えば75歳以上で一人暮らしの独居の方が何パーセントいるのか、住居形態がどのようなものかとかを聞いた形の中でまとめたものを作成する。
- (問) 自治会長には報告しない。民生委員だけという事か。
- (答) 民生委員だけにお渡しする予定である。
- (会長) 75歳以上の調査の結果をどうするかという事で、基本的には公開しないという事である。
- (答) 各地域の中で、例えばどのようになっているのかというところでお名前を出すことはできないので、各地区ごとのデータはお渡しすることはできるので、必要があればお申し出いただければと思う。
- (会長) 75歳以上の今回の調査と災害時の調査とは別である。
- (答) 75歳以上の今回の調査については、年齢で決めさせていただいている。避難行動要支援については、要支援以上の介護認定を受けている方が対象であり、65歳以上の方で介護認定を受けている方がいらっしゃれば、避難行動要支援者として対象になる。
- (問) 民生委員には自分の受け持つ地域の名簿は出すという事でよいか。
- (答) 民生委員にはお出しする。
- (問) その名簿を自治会の中で必要と言ったらコピーしても良いか。
- (答) コピーはできない。もしもその中で自治会で使いたいという事であれば、民生委員がこういう形で自治会長にお伝えしていいですかという本人からの同意確認をとっていただいたものであれば自治会長にお出しすることは可能だと思う。確認せずにそのデータをお出しするという事はできない。
- (問) 出来ませんと簡単に言うのであれば自治会が回覧を回す必要はないのではないか。民生委員であればだいたい地区の話は分かっている。民生委員からこういう調査によりこの区域ではこうですという情報をもらうことがだめだというのなら何かしておいてほしい。
- (問) 確認だが、今回は年齢対象が65歳から75歳以上にいろいろな事情で変更になったということで、以前の65歳からの調査のやり方、仕方、自治会長への対応は同じと考えてよいか。
- (答) 特に変えてはいない。
- (問) そこをまず初めての方については、各自治会の中で仲間同士で確認した方がよいのではないか。ただ、そこで自治会によってそれぞれの思いがあるという事はあるので、担当課に相談に行って何かの方法手段で自分が知りたい情報を知り得るという事でよいのではないか。知らない方がいいと言う自治会長もいるかもしれない。
- (会長) 担当課とよく話をしていただきたい。

⑦ 平成30年度赤十字会員増強運動の実施について（依頼）

福祉政策課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

（問）赤十字事業の在り方について毎年同じものやってくるが、赤十字の在り方を見直しているという事はあるのか。今こういう状況なのでこういうふうに変わってきたというようなことが一切ない。赤十字の必要性について論議した方が良いのではないのか。

（答）毎年の取り組みという事で皆様をお願いしている中では、継続的な活動というところを重視している部分もあるかと思う。更には災害発生等の際に資金を使用しているという部分もある。今後こうした部分に使用しているというようなことが分かるような資料をお付けしながら必要性についてご理解いただけるように私どもも取り組んでまいりたいと思っている。次回、その辺に配慮した資料の出し方をさせていただきたい。

（問）募金をして集まった寄付金を銀行に入金する際に、昨年10月1日から手数料がかかるようになっている。手数料は自治会費から出したらいいのか、この募金を取り崩していいのか、その辺どう判断したらいいのか。

（答）申し訳ないがそこまでわかっていなかった。ご説明に伺うまでに調べて対応したい。

○ 依頼・説明事項（新規事業等）

① 福祉会館の解体等に係るスケジュールについて

福祉政策課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

（問）福祉会館の解体について、同じ敷地内に文化資料館がある。こちらは解体しないのか。解体しないのならば耐震は大丈夫なのか。また先々堤の浄見寺の付近にできる施設に移転するということもある。この文化資料館も一緒に解体となるのか。

（答）当初の再編整備計画については、そのような予定であったが、新しい施設への移行については遅れがみられるという事で、まずは福祉会館の部分を解体する予定で、新しい施設に文化資料館の機能が移行したら文化資料館を解体する予定と聞いている。

（問）同じ敷地内で文化資料館のところがぼっさり残る。売却値段にも影響するのではないのか。できるだけ高く売ってほしい。

（答）地域のまちちから協議会や自治会長には情報提供させていただき、ご提案等頂いている。今後売却については、庁内で関係課と調整を図る中で、今の視点についても整理をしたうえで対応してまいりたいと考えている。

② 平成31年4月執行の選挙に伴う投票所の借り上げについて

選挙管理委員会事務局主幹より、資料に基づき説明があった。

③ 空き家利活用シンポジウムの開催結果の公表について

都市政策課主幹より、資料に基づき説明があった。

④ ちがさき都市マスタープラン改訂骨子案の意見交換会について
都市政策課長より、資料に基づき説明があった。

⑤ 感震ブレーカー等設置費補助金制度について
都市政策課長より、資料に基づき説明があった。
主な質疑は次のとおり。

(問) 資料の(2) 補助金申請時の注意事項の中に「申請多数により予算を超過する場合は、減額の交付決定となる場合があります。」とあるが、これは以前伺った時に3分の2の補助という話を聞いており、それが減額になるという事か。それとも個数が減少するのか。

(答) 個数が減少する可能性があるという事である。

(問) 減額となっているので3分の2が減るとなると、町内で説明するときに3分の2の負担をいただけるという事で話をしている。

(答) 紛らわし表現で申し訳ない。補助率については3分の2で変更はない。

(問) 個数を減らすという意味合いか。

(答) その通りである。

(問) 感震ブレーカーの設置について、役員会などで了承を得ていた場合は自治会が音頭をとって回覧などを回して申し込みを受け付ける形をとるのか。

(答) 周知の仕方については、自治会内で回覧を行って周知をしていただいている地区もある。そういう方法をとっていただければ大変ありがたい。その際、周知文書等は市にご相談していただければ市の方で用意をする。

(問) 個別に市の方に申し込んで何とかするという事もあるのか。

(答) 基本的にはまちぢから協議会を単位として市の方に補助金の申請は頂く。ただ周知等は各単位自治会で行った方がスムーズな場合もあるので周知や個数の把握等はしていただき、その結果をまちぢから協議会の会長にお知らせいただき市に申請をしていたくという事になる。

⑥ 部活動等における自転車の使用について
学校教育指導課長より、資料に基づき説明があった。
主な質疑は次のとおり。

(問) 中学校の主体的な部活動の移動手段で公共交通機関を利用するというのは結構大変ではないかと思う。小中学校の自転車の交通安全教室での指導を教育委員会としてさらに増やした中で交通安全に取り組むべきではないか。

私も基本的に茅ヶ崎市内の移動は自転車で移動している。バスを利用し乗り継いで目的地まで行くことを部活の中学生にやれという話である。資料を見ると徒歩か公共交通機関という事である。自転車で行っても市内の端から端まで結構あるのに、公共交通機関、例えば部活の中の対外試合や市の大会があった時にバス代は教育委員会が持つとかの思いやりがこの資料からは見えない。自転車のまちと言っているながら自転車

が安全に主な施設に行くときに通れる道をどうしたらいいかというような事を考えている節が見えない。

(答) 最初のご質問の安全教室は、小学校は学校によってカリキュラムの組み方が異なるが、新入生が入ってきたときと、3・4年生になって一度、5・6年生になって一度というような取り組みをしている学校もある。発達段階と行動の広さによって子どもたちが繰り返し交通安全指導をしているというふうに学校からは聞いている。

中学校については、事故があってはならないので、部活動も含めて学校の教育活動で生徒を外に出すにあたって、それぞれの学校で、部活や学校全体での交通安全指導、自転車の乗り方指導、そういうものについて十分行っていると考えている。

次に、茅ヶ崎市ではこれだけ自転車が使われている中で、中学生の移動手段として自転車を使わないことによっていろいろなデメリットが生じてくるというお話は私どもも13校の中学校の校長も同じ事は考えている。ただ、今回12月に実際に事故が起きているということが、中学校の校長のとらえているところである。いろいろなデメリットがある、不便なところが出てくるということを校長も私たちも重々承知の上であるが、これまでいろいろ指導している中で起こってしまった事故という事で、子どもたちの安全の確保として今回このような事を考えて進めてきてる。今、運用期間という事で進めているが、実際に学校の立地であるとかその周辺の公共交通機関の在り方というところで、不便が出てきたり、時間的な制約が出てきたりというようなことはどの学校も承知している。そこをどう解消していけるか、どう活用していけるかというところを探る意味でも、今、運用期間という事でそれぞれの学校で取り組んできているところである。

お手元の資料で、使用可(条件付)と書いてある地区がある。小田原市と海老名市の2市に関しては学校が判断をしているということで、市の教育委員会が一括して方向をしめす事はされていないと聞いている。それが課題ではないかという事で、それぞれの市は今検討していると聞いている。

条件付きという書き方をしているが、記載の市のそれぞれの学校は、この学校に行くのであれば使ってもいいというやり方をしている。ただし、それはすべて学校長の判断であって、客観的に安全性がある、ないという事ではないという話になる。伊勢原市の場所限定というのは、伊勢原市総合運動公園に限っては使用してもいいとなっていると聞いている。

(問) 保険に加入させているという事だが、加入率はどのくらいか。それとこれをやることによって部活の衰退を心配している。部活というのは先輩、後輩の関係をよくしていく所だと思うので、それを失くしてしまうことはいけないと思う。またバスを使うことにより経済的な面から課題も生じ、子どもたちが部活に入れないことや部活が衰退してくればお金がある家庭は他のクラブに行ったりするのではと心配している。

(問) 部活動について、学校の指導者、先生の負担というのかなり問題になってきているし、先生の方を楽にしてあげたいという気持ちがある。それから事故の事でいえば、たまたま自転車での事故という事だが、それがバスに変わったから、電車に変わったから

事故が起きないという事はあるにない。それから試合中の事故など、こうした中で先生方は頑張って生徒たちの指導をされている。子どもたちの引率時などは非常に注意を払っている姿を好ましいと思うし大変だと思う。こういう中で生徒は育つんだと本当に感心させられる。ですからこの自転車の問題を考えて、それから即断をしないでもらいたい。私は今の段階では自転車が一番茅ヶ崎市においては好ましい移動手段と思う。

(問) 私は、第一種安全衛生管理者の資格を持っており、教育されたときに災害要因は先取りすべきという観点からみると、自転車の使用禁止は正しいと思う。それから経済的負担については別の問題で、行政と折衝して対策を立てるべきだと。便利さを追求するとついリスクが出てきてしまう。それを避けて他の交通機関を使いなさいとなると、子どもたちの経済的な問題とかが出てくる。それは新たに援助する仕組みを作ってあげるのがまちから協議会ではないかと思う。

(問) 今の話で、心配なのは、例えば距離数によっては徒歩で行きなさいというふうになる。その時に事故が起きる可能性もある。そういうところを何か責任逃れにならないようにしてほしい。

(問) 私も自転車関係の「ちがさき自転車プラン・アクション22」のメンバーで、民間団体で「ちがさきサイクルライフ研究会」のメンバーである。自転車活用推進法という法律ができ、その中に健康増進というものがある。たぶん小学生、中学生の体力が落ちるなど将来的な危惧が考えられる。それから現実的に言うと、中学校で自転車を利用している数はどのくらいあるのか。中学生の声を聞いたのか。そういうところをフォローしないといけない。それから条件が入っているが、使用不可というのは非常に抵抗されるのではないか。その学校によって判断してもらおうという点も考慮しながら対応した方が私はいいと思う。全面的にやめるという事は非常に抵抗があると思う。事故は乗っていれば起きるが研修をしっかりとやっていただき、みんながそれを学習して交通ルールを守っていく。これが一番重要な事である。

(問) おそらく苦渋の選択だと思う。故に残念なのは、行政と校長会が代表して十分検討してこの方向性を出したという事はやむを得ない措置だとは思いますが、結論を出す前に保護者や地域に相談を持ち掛けてほしかった。結論から言うと、未来永劫続けるのではなく、それぞれの立場もあるだろうからこれもやむを得ないと思うが、1年くらいたったところで反省評価するなど条件付きで取り組むべきではないかと思う。両方の気持ちは痛いほどよくわかります。もうちょっと大人同士で子どものことを想って真剣に議論すべき時がこのまちから協議会の立場ではないだろうか。

(答) まず中学校の自転車使用率については、おそらくほぼ100%だと思う。私も今は学校を離れているが、以前は学校の教員だったので茅ヶ崎の子どもたちの生活の中ではおそらくそうであろうと考えている。

部活動などでの保険の加入率は、正確なところは把握していない。ただこれまで部活動の新入生説明会などで積極的に学校としては投げかけてきている。すでに家庭の中で、いろいろな保険のパッケージとして入っているという家庭もあるので、学校の方か

ら強制的にこれに入りなさいという指導はできないこともあり、十分な把握はできていない。

中学生の声、保護者の声を実際に聞いたか、私どもが検討する中で、地域、その他の声を聞いたかという事については、おっしゃられている通り十分ではなかったと受け止めている。先ほどお話をさせていただいた中で、学校から十分な説明が出来ていないところもあると思うので、ご相談させていただき説明させていただくという事はこれから先もさせていただきたいと考えている。

部活動の衰退ということについては、中学校の校長会の話の中でも心配するところである。まず学校での活動が一番中心になるので、その部分については自転車の有無というのは関係がない話になるが、他校との交流であるとか、実際の大会の運営というところを考えると、なかなかこれまで通りにはいかないというのは課題として出てくると思う。そこをどうそれぞれの学校の立地も含めて対応していくかというのは、ここから検討しなければならないことであると考えている。今現在は使用禁止という方向で動いているが、それを進めていく中で、何か課題があって検討しなくてはならないことがあれば、再検討が必要となってくることは考えられると思っている。

交通費の負担については、教育委員会や学校が負担するという事は難しいところがあるので、そこは十分なお答えが出来ない。

(問) 費用負担については検討したのか。検討していないのであれば新たに検討していただき、子どもたちの費用を大人が持つことは必要ではないか。

(答) 部活動については、全員が参加するものとはなっていないので、参加をするにあたっては、ある意味、受益者負担である。自転車を使わなくなったことによって生まれる費用を教育委員会が負担するという事については、具体的な検討はしていない。

(問) 私は子どもの命を守ることが第一であり、その為に禁止する。そうすると経済的負担が出てきて部活動が活発にできなくなる。まちぢから協議会連絡会のメンバーが、自転車を禁止するならば、補助を出すべきではないか。我々に逆に問いかかってくるわけで、私は負担してやるべきだと思う。

(会長) 費用負担の話も出ている。そういうところも踏まえて、まちぢから協議会連絡会の中で意見が出たことを伝えていただき、ご検討頂ければ有難い。またまちぢから協議会連絡会そのものが費用負担するという事はできないので、教育委員会の方でやっていただくのだろうと思うので、そこだけは勘違いしないでいただきたい。

⑦ 平成30年度地区防災訓練の開催日程について
防災対策課長より、資料に基づき説明があった。

⑧ 「自主防災組織活動の手引」の修正について
防災対策課長より、資料に基づき説明があった。
主な質疑は次のとおり。

(問) 資料の1の主な修正内容の④避難行動要支援者支援制度について、以前のものと修正、

改正された点があるのか。

(答) 自主防災組織活動の手引を平成25年度に作成した段階では、要援護者からの手挙げ方式による「災害時要援護者支援制度」として掲載していたが、東日本大震災の教訓から災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方に対する避難支援の強化が急務になったことから、災害対策基本法の改正を踏まえ、本市でも皆様の御協力をいただきながら昨年、避難行動要支援者支援制度の全体計画を策定し、取り組みをスタートさせていただいたので、そちらの内容に改定していきたいと考えている。

(問) 避難行動要支援者自身の情報を平時より自治会など避難支援等関係者に提供することについて同意者と不同意者の名簿がある。同意者の名簿については、地域に配布されてそれぞれ対応が進行形だと推測する。問題は不同意者の名簿の件について、最初の案から改善、修正はあるのか。

(答) 各地域の皆様の意見交換会ということでお時間を頂戴して、様々な前向きなご意見をいただき感謝しているが、具体的に不同意者の名簿の取り扱いについては、支援計画で位置づけているように災害発生時に災害対策地区防災拠点である小中学校をはじめ、警察、消防に提供され安否確認を行っていただくほか、ここが変わったというところは現段階ではない。

(問) いろいろ話し合いはしたが、その後進展はないという理解でよいのか。

(答) 具体的なところは進展がないという状況である。

(問) 小中学校の避難所に名簿は行くが、その後どうされるのか。

(答) それについては、警察署、地域の皆様のお力などをお借りしながら安否確認ですとかそういった取り組みに用いたいと考えている。

(問) この定例会の場は、地域のそれぞれのところはわかっているメンバーですから、大義名分を言っても通用しないと思う。止まっているのが、その次に何かアクションを起こさなければ、平時からの地域への名簿情報の提供は不同意だが、災害発生時に提供される名簿情報が全体の5割以上あるでしょう。どう考えているのか。

(答) まずは地域の意見交換会の中でもそのような意見を頂戴している。非公開の人をいかに少なくしていくのかというのが市として執り行っていくにはいけない取り組みといったところで、福祉部と連携しながら進めていかなくてはならない。実際のところ、非公開の部分が各小中学校に届いた後にどのような運用をしていくのかといったところは、その都度その都度の対応になってくるのかと思う。具体的にはそれぞれ地域の自主防災組織の皆様のお力を借りながら、あるいは警察署や消防といった中で避難支援、安否確認といったところで取り扱っていくということが現段階で考えているところである。

(問) 今日、明日で解決できる問題ではないと思うが、迷っているだけではだめである。まちから協議会連絡会と相談しなかったら前に進まない。意見は意見と言うが、ここは各地区の代表者の集まりであり、ここからスモールステップしていくべきだと思う。せっかく修正の心意気があるのならば、行動で示したらいいと思う。

次の質問をする。⑤の地域被災状況報告様式について、資料の後半に情報連絡票があ

る。6つのチェック一覧があり、その下の内容のところ、「詳細かつ簡潔に記入してください。」とあるが、この文章はおかしい。また災害対策地区防災拠点（学校）と1か所しか学校が書けないようになっている。各単位自治会で集計には1時間から1時間半かかる。これが学校に行って集まってきている配備職員がMCA無線でやり取りをして、3時間、4時間かかったら助からない。そういう事例はありえる。だとするならば、1番近いところの消防署に駆け込んでもいいではないか、あるいは対策本部に駆け込んでもいいではないか。ここに2つ、3つ書けるようにすべきである。いかがか。

（答）記載内容のところについては、詳細かつ簡潔にという事で、出来るだけまとめて記載できるようにということで、心がけていただきながら皆様と執り行っていたいている。情報受伝達訓練などで、訓練を重ねていければと考えている。それと確かに災害対策地区防災拠点を通しての情報連絡票となっているが、この間もお伝えしているとおり、ここを通さずとも持ってこれるところがあり、そちらの方が早ければ市の災害対策本部にこういった情報をいただくことも可能と考えている。

（問）①災害対策地区防災拠点の学校、②近隣の消防機関、③市災害対策本部、一番近いところ選択肢はそこである。一か所の記入だとそちらに行ってしまう。先ほど言った内容のところについても誤解するような文章であれば、具体的に茅ヶ崎市のどこどこの何番地が火災延焼中とか、一行表記すればよい。それから最後であるが、救援物資等の分配方法がこの組織の中には出ていない。どのようになっているのか。

（答）今想定しているのが、情報連絡票の中にも災害対策地区防災拠点という事で、それぞれの小中学校が地区の防災拠点となるので、物資や情報といったものを、そこを通して各地域にお配りすることになる。そのような形で物資のお渡しを考えている。

（問）具体的にどこに掲載する予定か。

（答）今回の手引の中には具体的な記載はしていない。地区防災拠点の役割といったところで、位置づけて地域防災計画という法定計画の中には書かせていただいている。

（問）自主防災という組織が関係する大事な救援物資を取りに行くのか、もらえるのか、いくつ必要か等々は書いていなければ混乱しないのか。私たちが預かる自主防災組織が関係する大事な部分がこの手引の中に明記されないというのは生命が絶たれるのではないか。

（答）現行の手引の中で地域内の情報収集、伝達活動のイメージといった中では、救援物資の配布の状況及び見通しといったものを地区の防災拠点である小中学校を通じて、地域の皆様にお知らせするような形では記載はあるが、どう地域に分配していくかといったところも含めて地域の皆様と取り組んでいかなければいけないことと認識している。

（問）今度の中には明記があるという事か。それが載っているかどうかを確認したい。

（答）情報の受伝達の中で、地域のニーズを踏まえて分配していくような形になるので、実際に手引の中には物資の分配方法というところの記載はない。

（問）ずっとないままでいいのか。

（答）基本的に今の受援計画は、市役所に災害対策本部が設置され、大災害が発生した場合、

国を始めとして様々な場所から救援物資が届く。その量などを災害対策本部が把握した中で、それをどうやって受給環境を把握して配布していくか、災害対策本部でまず決める。その上で、各災害対策地区防災拠点として定めている各小中学校を通して、各自主防災組織にこれだけ物資があって、各自主防災組織にはどれだけの不足があるのかを問い合わせる中で、バランスをとっていくような作業をしていくという事なので、最初から自主防災組織の手引の中に自主防災組織側からだけのことを書くわけにはいかない。茅ヶ崎市にどれだけの物資が来て、どれだけの備蓄があるのかを含めた中でそういう情報を集めないとすべての自主防災組織から情報をいただくと配り切れないという事も出てくる。さまざまな事情が異なってきますから、その場での対応というものがあ程度必要だという事がある。そこを決まった様式で今私どもでこれだけほしいからこれを出してくれという様式をこの中に出すという事はできないと判断している。訓練を重ねている災害対策本部図上訓練を見ていただいたが、それと今後は各地区防災拠点での訓練を組み合わせていって全体訓練をすることを最終目的としている。当然その中では市役所の今言われたような受給があって、地域をどうやってフォローしていくとか当然課題となっているので、今後はそれを目指して私どももしっかりやっていきたい。今の段階では、自主防災組織から供給してくれという要望をこの中に入れるという事は出来ない。

(問) 要望ではなく、要請や申告があった場合、自主防災組織と行政がする大事な手引である。

(答) 自主防災組織活動の手引である。全体計画の茅ヶ崎市の防災対策の手引ではない。皆様の自主防災組織が災害時にこのように運営してくださいという基本となるような手引である。

(問) 実践訓練をやったとすれば、拠点に物資があって、各自主防災会から要望が上がってくると。その部分というのが、記述として入っていないという事でよいのか。

(答) 当然そのところは大事なところであり、災害対策本部図上訓練の中では想定をしてどれだけ国から物資が届きどうやって地区に配っていくかという事を検討している。

(問) 想定であれば明記する必要があるのではないのか。

(答) これは自主防災組織活動の手引である。

(問) 例えば自主防災組織として、自分のところの自治会の人間がどういうふうに住んでいるのか、そういうところは必要なのではないのか。例えば物資をもらうにしても家で生活している人は何人くらい、自治会館にいる人は何人くらい、そういったことは自主防災組織としてまとめておかなくては行けない。今の物資分配のもとになるデータは自主防災組織がまとめるべきではないか。

(答) 共助の前に自助があって、いつも申し上げているのは、大災害時は一週間程度は備蓄をしてくださいとお願いしている。その中で、それが満たされない場合や備蓄されていない家庭は必ずそういう問題は出てくるが、最初からそれを前提に想定される記述はこの自主防災組織活動の手引の中ではできない。それは私どもも十分承知をしているので、拠点をもとに支援物資を配るという事は想定しており、それはその段階できちん

と受給関係を調整していく。ただ、これについては、自主防災組織の活動をどうしていくかという話であるのでまず備蓄をお願いしたい。

(問) 資料5ページの第4章の第3「風水害時の活動」という中で、昨年もあったが大雨などの時に早期避難をお願いしたいという放送があるが、公民館や市役所に避難される方で、高齢者や病弱な方、そういう人は自分で避難することができない。自主防災会でどのようにしてそちらに連れていくか、今悩んでいる。もし今後アドバイスできるような内容があったら考えていただきたい。

(答) 避難行動要支援者支援制度と合わせて非常に大事な取り組みだと思うので、そちらの方でも活動事例なども研究しながら地域の方にお知らせさせていただく。

(問) 要するに災害時には、防災拠点に自主防災会の幹部が多分行く。その時にここにある情報連絡票に書き込んで提出してくれと、あるいは防災リーダーが書いて出すようにしてくれと、その場合ここに、火災、救助、傷病者、道路、建物、その他とあり、要するに何をしてほしいかという要求をここにあるように内容を簡潔に記入すればよいという事でいいわけである。その辺を具体的な状況に合わせていろいろご指摘があったが、直せるところは直してもいいのではないかと。今、自主防災会のマニュアルだからという話がありましたけれども、要するに自主防災会の人たちは具体的に考えるわけである。問題が起きたら手段が何もないわけで、いろいろな要望が出てくる。そこは情報連絡票をうまく活用して内容も実態に合わせて検討してもらえばいいのではないか。自主防災組織のマニュアルというのなら皆様が指摘されているように自主防災会がこの項目は入れておいてというのを付け加えればいいのではないか。私はそう思う。

(会長) いずれにしても自主防災会で決めることと、このマニュアルの足りないところもあると思う。それぞれ検討する中で、あるいは防災対策課と相談しながら詰めていただきたいと思います。

(5) 閉 会 植松副会長